

事業計画書

(第2期)

(令和8年9月1日～令和9年8月31日)

一般財団法人G A村山自然文化財団

I はじめに

日本には、悠久の時をかけて育まれてきた豊かな自然環境と、各地域の風土や歴史の中で培われ、受け継がれてきた多彩な文化があります。

しかし、今日、人口減少や少子高齢化、生活様式の変化、環境の変化などにより、かけがえのない自然環境や伝統文化を守り、次世代へ継承していく担い手が、各地で失われつつあります。

私たちは、先人から受け継いできた豊かな自然と文化は、現在を生きる私たちだけのものではなく、未来の世代へ引き継ぐべき大切な財産であると考えます。

その理念のもと、自然環境の保全、地域に根差した伝統文化の継承・振興、ならびにこれらの活動を担う人々への支援を通じて、日本各地のかけがえのない自然と文化を未来へつなぐことを目的として、一般財団法人G A自然文化財団を設立いたしました。

特定の地域や分野に限定することなく、日本各地で自然環境の保全や文化の継承・振興に取り組む個人、団体、地域の活動を幅広く支援し、その価値を次世代へ伝えてまいります。

豊かな自然と文化が将来にわたって息づき、多様な地域の営みが大切にされる社会の実現に寄与すること。

それが、G A村山自然文化財団の願いです。

今期においては、上記基本理念を具体化するべく、以下の諸事業を実施いたします。

II 基本方針

本年度は、以下を中心に事業活動を行う予定です。

- ① 自然環境の保全に資する事業を行っている法人又は団体等に対して助成金を交付する事業。
- ② 文化の維持継承に資する事業を行っている法人又は団体等に対して、助成金を交付する事業。
- ③ 所轄行政庁に対する公益認定申請に向けた準備を進めるとともに、法人運営・管理においては、適正な運営・コンプライアンスを図る。

III 事業計画

1 事業の実施

(1) 自然環境・文化の保全活動を行う法人に対する助成事業及び準備活動(定款第4条第1項第1号)

ア 対象団体

NPO法人、一般法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人その他の非営利活動を行っている法人又は任意団体

イ 助成対象事業

・森林の保全、海洋・河川の保全、動物の保護・動物福祉の向上、環境教育、里山保全その他の自然環境の保全に資する事業

・伝統的な祭事の振興、文化財の保全、歴史的文化の振興その他の文化の保全・振興に関する事業

ウ 助成金額

申請1件当たり50万円を上限として、審査委員会及び理事会にて決定した額とします

エ 審査方法

審査委員会において審査基準に適合しているかを審査し、審査結果を理事会に報告の上で、理事会にて最終決定します。

オ 助成金交付方法

助成対象事業が実施され、その報告書の提出を受けた後、あらかじめ決定された助成金額の範囲内で、助成対象事業の実施に要した実額の一部を対象に交付します。

なお、申請の際に助成対象事業の実施費用に関する見積書等の資料が提出され、これが合理的であると認められるときは、助成決定の後に助成金を交付することがあります。この場合は、前項の報告書の提出を受け、助成対象事業の実施に要した費用の実額が助成金額を下回るときは、同実額と助成金額との差額を精算します。

カ その他

その他募集の詳細については、募集要領において定めることとします。

キ 予算額

本事業に係る支払助成金の予算額は、1000万円としております。

(2) その他当法人の目的を達成するために必要な事業(定款第4条第1項第2号)

1の助成事業以外は、特段、事業の実施は予定しておりません。

2 法人運営・管理

(1) 公益認定申請対応等

所轄行政庁に対する公益認定申請書作成、内部諸規程の整備その他の準備活動を進め、公益認定申請を行う予定です。

(2) 内部規程の徹底及びコンプライアンスの確保

今期も、引き続き、本会の定款及び内部諸規程に沿った適正な運営に努め、かつ、コンプライアンスの確保に努めます。

以 上